

外儀第8145号

令和元年10月30日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 茂木敏充



リヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使白石興二郎に交付すべき
信任状及び前任特命全権大使本田悦朗の解任状に関する閣議
請議について

リヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使白石興二郎に交付すべき信
任状及び前任特命全権大使本田悦朗の解任状に天皇の認証を仰ぐた
め、別紙閣議決定案につき閣議を求めます。

閣 議 決 定 (案)

リヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使白石興二郎に交付すべき信任状及び前任特命全権大使
本田悦朗の解任状に天皇の認証を仰ぐ件

リヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使白石興二郎に交付すべき信任状及び前任特命全権大使
本田悦朗の解任状は、別紙案のとおりとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(白石大使信任状案)

日本國天皇（御名）

リヒテンシュタイン公ハンス・アダム二世殿下

殿下

日本国政府は、日本国ヒリヒテンシュタイン公国との間に幸いに存在する友好親善関係の維持増進を希望し、白石興二郎を殿下のもとに駐箚する日本国の特命全権大使として選任した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもってこれを認証する。

同人は、人格高潔、職務に忠実にして才幹を有し、よくその大任を全うして殿下の期待と信頼に応えるものと確信する。同人が日本国のおいて殿下に言上する際は、これに全幅の信用を賜るよう要請する。

この機会に、殿下の幸福と貴国の繁栄とを祈念する。

令和

年

月

日

(東京皇居)において

御

名

御

璽

外務大臣

内閣總理大臣

(署)

(署)

名

名

公印

公印

(本田大使解任状案)

日本国天皇（御名）

リヒテンシュタイン公ハンス・アダム二世殿下

殿下

日本国政府は、さきに日本国の特命全権大使として殿下のもとに駐劄せしめた本田悦朗をこのたび召還したことにより、同人の任務は終了した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもつてこれを認証する。

同人は、殿下のもとに在任中、よくその任務を遂行し、両国の友好親善関係の増進に努め、もつて殿下の信頼と厚遇を得たことは、喜びに堪えない。

この機会に、殿下に対し不变の友情と最高の敬意とを表明する。

令和

年

月

日

(東京皇居)において

御

名

御

璽

外務大臣

内閣総理大臣

(署)

(署)

名

名

公印

公印